

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②施設・事業所情報

名称：松山市立生石保育園	種別：保育所
代表者氏名：樋口りえみ	定員（利用人数）： 90（104）名
所在地：愛媛県松山市高岡町 860-1	
TEL：089-972-0803	ホームページ： http://shouseki.sakura.ne.jp/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：昭和 24 年 6 月	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人白鳩会	
職員数	常勤職員： 14 名 非常勤職員 15 名
専門職員	（保育士） 12 名
	（栄養士） 1 名
	（調理員） 1 名
施設・設備 の概要	（居室数） 6 （設備等） 調理室

③理念・基本方針

保育理念

- 子どもは子ども同士認め合い、助け合い、励まし合い、学び合う子ども社会の中で成長することが望ましいと考えます。
- 私たちは子どもの個人・人格を尊重し、自立を促し、日々の生活の中で家族とともにその成長、発達の援助を行います。

保育方針

- 子ども達が生き生きと生活・活動できる環境を整え、自己を十分発揮し、人として『生きる力』を育む。
- 保護者との信頼関係を築き、安心して預けられる教育・保育の場を提供する。
- 地域における子育て支援のため、教育・保育に関する相談や助言の役割を果たす。

(保育所版)

④施設・事業所の特徴的な取組

子ども一人ひとりを丁寧に育てていくために乳児はゆるやかな担当制、幼児はグループ保育を行っております。また、子どもたちが楽しみながら学べる教育カリキュラム(石井式漢字教育・リトミック、体育あそび、食育活動)などを実践しています。

また、保育園や公民館で乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 6 月 1 日 (契約日) ~ 平成 30 年 2 月 28 日 (評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	2 回 (平成 24 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

○ 全クラスで複数担任制がとられている。

正規職員だけでなくパート職員を効果的に活用することで、どの年齢どのクラスも複数担任制がとられている。乳児はゆるやかな担任制、幼児はグループ保育を行う中で、子どものその時々状況によって柔軟な対応ができています。

○ 地域の福祉ニーズの把握ができています。

園長や主任がまちづくり協議会の会員になり参画している。地域の福祉ニーズが細かく把握されている。独居老人会との交流、地域コミュニティ活動の活性化等、地域の福祉向上の為に尽力している。

○ 特色ある保育に取り組んでいる。

発達課題をしっかりと把握して取り組んでいこうとしている。メリハリのある独自の教育プログラムを実践する中で、保育士も、今、子ども達に何を働きかける事が必要なのかを考えて保育に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

○ 長時間保育児への配慮が行き届いているか。

長時間保育児が多い中で、いつも大勢の中で生活せざるを得ない状況にある子どもの心情を思いやる必要があるであろう。職員室で個別に対応する等ゆっくり過ごせるよう努力されているところではあるが、さらなる保育環境の工夫を望みたい。

- 子どもが自分の思いを十分に発揮し、主体的に活動できる環境が整っているか。
メリハリのある独自の教育プログラムの実践により子どもたちの能力を育てようとしているところは評価できるが、今後さらに自ら遊びを生み出し、考え、判断し、行動し、学ぶという主体的で自由な活動ができ、遊びが広がっていくような環境の整備に期待する。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審は当市においては義務付けられて居りますが、評価機関の数も限られ、多くの中から評価機関を選択することが容易ではありません。
今回の受審において第三者評価者と園職員の間認識のずれがあります。私共は、あくまで第三者評価の評価基準は評価基準書に基づいた評価結果を求めています。評価者は多大なご経験をお持ちであると思いますが、評価者自身の保育感による評価について疑問を感じております。
本年4月よりは保育所保育指針も変わります。あくまで法律や保育所保育指針に基づいた評価を希望しております。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 保育理念や基本方針が明文化され、保護者には「入園のしおり」「ガイドブック」「園だより」クラス懇談会・ホームページ等で周知されている。職員には、年度当初の職員会で周知され理解を深めるような働きかけがなされている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 月一回のまちづくり協議会に園長、主任が参加する中で地域の環境などの把握をしている。潜在的ニーズについては、「さくらんぼ広場」等の子育て支援の場を利用して把握している。又経営状況については、顧問の公認会計士により助言を受ける等、的確に把握・分析されている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 経営上の改善すべき課題や経営状況については、法人理事会の会計報告の中でなされ、職員会議で職員に周知されている。またランニングコストの削減にも取り組んでいる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c

<p><コメント></p> <p>理念・基本方針をふまえた中・長期的な計画が策定されている。地域ニーズを把握し必要な保育内容の充実に努めている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画に基づき単年度の事業計画が策定されている。また年度ごとに園の目指す保育が具体的な項目別（保育内容・人材育成・地域の実態に応じた事業・リスクマネージメント等）に計画が策定されており、こうした取組は評価できる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は職員会議などで進捗状況を確認したり、保育の振り返りの中で計画の評価・見直しを行っている。職員の意見等を集約し次年度の計画策定に活かしている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の主な内容を記載したプリントを作成し、保護者に園の状況や取組などを知らせる等工夫している。またクラス懇談会等で、できるだけ多くの保護者に参加してもらえよう工夫をし、周知に努めている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>今回の受審を機に保育園全体の見直しや評価を行っている。年度末にPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づく保育の質の向上に向けた評価・見直しが組織的に行われている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>前回の受審結果については、ホームページで公表している。課題については、職員会議で明確に共有化し、保育の中で活かせるよう計画的に取り組んでいる。また会議での経過、内容についての詳細な記録の必要性に気づいている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の責任や役割については、4月の職員会議で「園長の業務」や「職務分掌」で文書化され明確にされている。また園長不在時の平常時、有事の際の権限委任等も明確に職員に周知されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、必要な遵守すべき法令や各種規定を理解するよう努め、多岐にわたって研修会にも参加している。その内容を職員にも職員会で伝達している。種々の遵守されるべき法令等への職員の理解が深められるような工夫が、さらに求められる。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は2か月に一度、保育の質について評価・分析を行っている。職員と面談したり、職員体制を工夫したり、部門別会議に参画したりして、保育の質の向上を図るため課題を把握し、改善に取り組んでいる。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>記録様式の見直しを行いPCデータ化する等、業務を効率化できるよう取り組んでいる。またパート職員の雇用等により、働きやすい人員配置になるように配慮している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c

<p><コメント></p> <p>中長期計画・事業計画に基づき人材育成に努めている。職員の能力・適性などを考慮しクラス担任を決め、中堅職員をリーダーとして育成している。パート職員の育成にも力を入れている。養成校へのプレゼンテーションも行っている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>人事考課は実施していないが、総合的な人事管理はおこなわれている。成績・能力・情意の三点から総合的に行うための基準策定に向けて取り組んでいる。年3回職員への個別面談を実施し、自らの目標や達成度、保育の見直し等の話し合いが行われている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>休日保育・延長保育・早朝保育などには、パート職員を雇用する等、職員の負担の軽減に取り組んでいる。有給休暇は事前の申し出により取得できている。休憩室には心療内科のパンフレットも置くなど外部の相談窓口も紹介している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個別研修計画シート・自己評価表を基に5月に個別面談を実施している。10月、3月にも個別面談の機会を設け自らの保育の評価と振り返りを行い、職員の質の向上に努めている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>職員の研修計画は策定されている。職員の知識・技術や専門資格・具体的な目標が明記された体系的な計画の策定が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの教育研修の機会は確保されている。目標シートにより意向をくみ取り、研修に反映させることで保育技術や専門性の向上に努めようとしている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c

(保育所版)

＜コメント＞ 「実習生受け入れ」に関するマニュアルが作成されている。実習内容については、養成校の担当者と園長・主任が話し合いをして連携を図っている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 法人本部のホームページ・保育園のホームページ・ガイドブック・パンフレット等により公開されている。また法人本部のホームページで苦情相談に対する解決方法や体制、内容についても公表している。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 法人は、毎月の資料を基に法人が委託している公認会計士により、外部監査と同等の助言・経営指導を受けている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 地域の施設からの情報は、園の掲示板に貼り保護者に知らせている。子どもは年3回の老友会との交流・高齢者施設への訪問・文化祭・独居老人会に参加し交流を深めている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
＜コメント＞ 「ボランティア受け入れ」マニュアルは作成されている。園への理解・サービスの拡充・保育サービスの透明性の確保等を目的として、養成校の学生や地域の中学生等のボランティアを積極的に受け入れている。		

(保育所版)

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 関係機関のネットワーク表が作成され、全職員に周知されている。必要な関係機関との連携はなされていて、子どもの育ちを支援することに繋がっている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	①・b・c
＜コメント＞ 子育て支援「さくらんぼ広場」の週1回の開催、遊びの提供と園庭開放・子育て後援会ベビーマッサージ・子育てについての座談会等を実施している。園は避難場所になっており、子育て支援利用の親子が保育園行事に参加する機会を設ける等の取組も行っている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 民生委員・児童委員・公民館長・学校関係者を通して又地域の文化祭や独居老人の会等に参加。その時とったアンケート等により地域の福祉ニーズの把握に努めている。また園に相談窓口を設けて、地域住民や子育て家庭の相談に応じるようにしている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 保育理念に子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されている。「子どもの人権を守る」保育について園内研修を実施している。また保護者の理解を深める為に4月の園だよりや月々の掲示で知らせている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 子ども・保護者のプライバシーの尊重と保護についてマニュアルが作成されている。排泄援助・着脱については、パーテーションを使用したり、個人が特定される情報等プライバシーに関わることについての配慮は、園内研修等で共通理解を図っている。		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>公民館・支所に「保育園のご案内」を掲示し、資料も配布できるようにしている。利用希望者には都合の良い時に来園してもらい「パンフレット」を基に説明している。保育料の問い合わせについては、市役所の担当課を紹介している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>利用申し込み者に対し重要事項説明書を交付して説明を行い、保育サービスの内容や料金等について説明後「保育園利用に際してのお願い」を渡し、同意書を提出してもらっている。特別に配慮が必要な保護者には、松山市の子育て支援センターの職員が同行している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>転入の際は、松山市で統一されている「保育所保育要録（引き継ぎ書）」を転園先に郵送している。保育終了後も必要な相談が受けられるよう体制を整えている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭訪問・クラス懇談会や個別懇談、保護者参加等の後、保護者の意向を聞く機会が設けられている。また保護者役員会には主任が参加し意見交換をしている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みはガイドブックに掲載されている。意見箱も設置しているが今まで利用者はいない。相談内容については、職員に周知し改善への取組がなされている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	①・b・c

<p><コメント></p> <p>相談窓口・相談方法・相談相手を選択できることをガイドブックに掲載している。職員室を相談場所としている。気軽に入って来られる方が多い。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>対応マニュアルが作成されており、年1回対応方法や対応した事例について検討し見直されている。受け付けた意見・苦情については、24時間以内に対応し、改善策や対応した内容について園内で共通理解を図り、保護者に周知している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>園内に安全係をおき、職員会で安全確保や事故防止について共通理解を図っている。事故等があった場合は速やかに昼礼で報告し安全管理に努めている。ヒヤリハット事例の収集・統計・分析等がこれからの課題であり今後の実施が望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保健マニュアルが作成され管理体制が整備されている。園内では「微酸性除菌水」を子どもの手洗いや清掃等に使用している。感染症発生時には掲示板で保護者に知らせ、流行時にはMACネットシステム（子育てや不審者情報を配信するサービス）によるメール配信も行っている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時の備蓄については、子どもを優先しその必要分を備蓄している。不審者対策も年1回警察の協力を得て実施している。子どもの安否確認はMACネットシステムのメール配信で行うようにしている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法が文書化されている。子どもの発達の個人差に配慮し、必要な時には少人数での保育を実施する等個別の援助に取り組んでいる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「日々の保育計画の見直し」「保育計画の見直し・変更の手順」等に標準的な実施方法の見直しの仕組みが作成されている。年度末に職員との話し合いのもと見直しが行われている。また、アンケート調査による保護者からの助言で手洗いの方法を見直した事例もある。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもや家庭の状況を把握し必要な支援内容等を確認し、個別指導計画を策定している。関係する機関の職員の参加を得て、家庭状況や保育内容についての検討を行っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画について検討された内容・記録は職員会議で全職員が共有し、保育の充実に向けた取組となっている。また保護者にはクラス懇談会等で周知し同意を得ている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施状況に関し必要な記録が作成されている。子どもや家庭に関する様々な情報は、職員会議や日々の昼礼・部門別会議等で職員に伝達され共有されている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>個人記録や個人情報を守る管理体制が確立している。職員には「個人情報保護規定」を理解できるよう研修を実施し、情報の漏洩を防ぐよう継続して取り組んでいる。保護者へは「個人情報保護に関する基本方針」を入園時に配布し周知を行っている。</p>		

A-1 保育内容**1-(1) 保育課程の編成**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・ b ・c

所見欄

<p>子どもの権利や自由を尊重し、保育園の理念や基本方針に基づき子どもの発達過程をしっかりとおさえ、地域や家庭の実情に応じた保育課程が編成されている。保育の振り返り等で職員が参画しているが、主には、園長と主任で保育課程が編成されている。今後は全体をとおして職員が編成に参画できるような仕組みづくりが望まれる。</p>
--

1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	①・b・c
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	①・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	①・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ b ・c
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	評価外
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
--	-------

所見欄

生活環境としては、「微酸性除菌水」を導入したり、各保育室に加湿器も設置する等清潔・衛生的に心地よく過ごすことができる環境が整備されている。

3歳未満児はゆるやかな担当制、幼児はグループ保育を実施しており一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育に取り組んでいる。制止やむやみにせかしたりせず肯定的な言葉かけをするよう働きかけている。

基本的な生活習慣の習得にあたっては、一人ひとりの発達に応じた無理のない丁寧な援助が行われている。

子どもの生活と遊びを豊かにするために、園独自の様々な教育プログラムがあり、意欲的で自己表現できる子どもを目指して日々実践されている。子ども達が日々培っている様々な力を発揮し、さらなる自由な発想を生みだし、自発的な活動、共同的な活動へ繋がっていくような環境への取組に期待したい。

3歳未満児の保育においては子どもが安心して過ごせる環境が整えられている。連絡ノートや懇談会等で家庭とも緊密な連携をとり、一人ひとりの子どもとの応答的な対応に配慮した保育に取り組んでいる。1・2歳児とも時間差で園庭を使用し、戸外でも十分遊べるよう配慮されている。

3歳以上児の保育については、日々テーマを決めて遊び、静と動の遊びがバランスよく組みまれ、毎日の生活はメリハリあるものになっている。年齢によっては、友達と協力して満足感や達成感が得られる遊びや活動も用意され、保護者や地域にも育ちを伝えられるよう工夫されている。今後は、溜め込まれた潜在的能力が存分に発揮され、自主・自発的な活動が育まれる環境がさらに整えられることに期待したい。

障がいのある子どもの保育については、専門機関の巡回訪問や医療機関等必要に応じて相談や助言を受け保育されている。スロープや手すりを設置し、建物・設備等障がいのある子どもを受け入れる環境も整備されている。

早朝からの長時間保育児が多い。集団保育の中で、子どもたちの心身の疲れが軽減されるよう職員室で個別対応されているが、保育室等にもくつろげるスペースを用意する等さらなる保育環境の見直しに期待したい。延長保育のおやつだけでなく、保護者からの申請があれば夕食も提供されている。

保育所児童要録の送付や小学生との交流活動、幼保小連絡協議会での教師との意見交換で小学校との連携をとっている。また保護者に対しても就学前個別懇談を行い、小学校以降の生活に見通しが持てるようにしている。

(保育所版)

1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	①・b・c
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	①・b・c
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	①・b・c

所見欄

1人ひとりの子どもの成育歴や健康状態等が把握され、健康管理ファイルにまとめられている。保健年間計画が作成され、子どもたちには月1回の保健指導が行われている。保護者に対しても保健だよりを配布、感染症情報や予防策が周知されている。腰骨を立てて生活する習慣が身につくよう声掛けされたり、室内では裸足保育をし、爪が伸びてないかをチェックする等健康を意識した積極的な取組も行われている。

健康診断や歯科検診も結果を保護者に伝え、必要に応じて治療、受診の結果提出を求めている。未受診率は低い。

アレルギー疾患・慢性疾患についてはガイドラインもあり、主治医・保護者と連携のもとに対応している。食物アレルギーに関しては、年2回除去食品指導表の提出により食物除去を行っている。誤食防止の為の対策も適切にとられ、他児との相違に配慮した食事提供への工夫もみられる。

1-(4) 食事

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
A-1-(3)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・b・c

所見欄

調理員と食育係の話し合いのもと食育年間計画が作成され、月1回の食育が行われ食への関心が深められている。テーブルを広く使い、待ち時間なく落ち着いて食事がとれるようグループごとに時間差をつけて食事を開始したり、おかわりを用意したり等の工夫もみられる。気分を変えて外で食事をしたり、野菜を栽培して調理したり、保護者へも試食会を行う等、豊かな食生活への積極的な取組をしている。

安心して食事ができるよう衛生管理体制が確立している。マニュアルに基づく衛生管理が適切であり、体調の悪い子には油抜きメニューが提供され、調理員による定期的な残食や子どもの食事の様子把握等も行われている。日々の献立はロビーに展示されている。

A-2 子育て支援

2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉖・b・c

所見欄

子どもの生活を充実させる為、1・2歳児の家庭との連絡ノートや3歳以上児の必要な時に使用するノートを、毎朝、保育士はチェックする等きめ細かな対応がなされている。日々の保育内容は、各クラスロビーに一括掲示されている。年3回クラス懇談会を行ったり、保育参観や保育参加を実施する等、家庭との連携に努めている。

2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉖・b・c
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉖・b・c

所見欄

保護者が安心して子育てできるよう、日々コミュニケーションや日常的に相談できる体制が整えられている。必要に応じて外部機関へも繋いでいる。

虐待への早期発見・早期対応・予防の為に、日々子どもや保護者の様子や言動変化に気を配り、虐待の可能性ある時にはマニュアルに基づき適切に対応できる体制が整えられている。

市の子育て総合センターとも密に連携がとられている。

A-3 保育の質の向上

3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊤・b・c

所見欄

指導計画で自らの保育を評価・反省するとともに、職員会や職員の自己評価から保育園全体の課題や改善点もみつけ、保育実践の自己評価に繋げている。自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、保育士自身の具体的なかかわりや取り組む過程が書き加えられることで、自己の振り返りの良い資料となる。今後の見直しに期待したい。